# 論点第2の2(3)関連

※第1回会議資料3から抜粋(一部新規作成含む)

### 【論点】

- 第2 人権侵害の防止その他外国人にとっても我が国にとってもプラスとなる仕組み とするための方策について
  - 2 管理監督や支援体制の在り方
  - (3) 国際労働市場の実態及びメカニズムを踏まえた送出機関や送出しの在り方(入国前の借金の負担軽減策、MOCのさらなる強化方策を含む。)

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議(第4回)資料

# 技能実習と特定技能の制度比較(概要)



# 出入国仕自旨生!」 Immigration Services Agency of Japan 出入国在留管理庁

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)		
	<b>双能关目(凹件盖垤至</b> )	<b>有足汉化(1</b> 5)		
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律/ 出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法		
制度目的	国際貢献のため、開発途上国等の外国人を受入れOJTを通じて技能を移転するもの	深刻化する人手不足への対応として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるもの		
関係省庁の関与	制度所管省庁(法務省・厚生労働省)	制度所管省庁(法務省・外務省・厚生労働省・国家公安委員会)及び分野所管省庁		
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」		
在留期間	技能実習1号:1年以内、技能実習2号:2年以内、 技能実習3号:2年以内(合計で最長5年)	通算5年		
<b>外国人の技能水準</b> なし		相当程度の知識又は経験が必要		
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)		
送出機関	外国政府の推薦又はMOCに基づき認定を受けた機関	MOCが作成されている外国政府によって送出機関認定制度の有無は異なる		
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣によ る許可制)	なし		
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。 出入国在留管理庁長官による登録制)		
外国人と受入れ機 関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能		
受入れ機関の 人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)		
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)		
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転 籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職 可能		

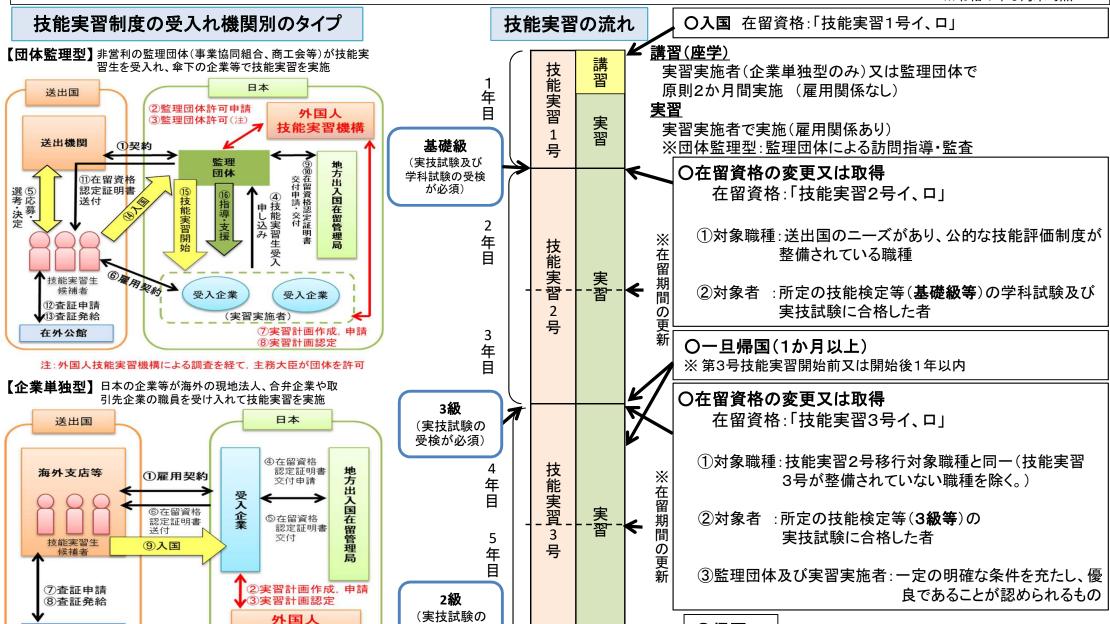
# 技能実習制度の仕組み

在外公館



出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

- ○技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、O J Tを通じて技能を 移転する制度。(平成5年に制度創設)
- ○技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約33万人在留している。 ※今和4年6月末時点



受検が必須)

技能実習機構

〇帰国

# 技能実習制度における外国の送出機関



出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

○ 外国の送出機関とは(法第23条第2項)

団体監理型技能実習生になろうとする者からの団体監理型技能実習に係る求職の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができる者として主務省令で定める要件に適合するものをいう。

### 外国の送出機関の要件

- (1) 所在する国の公的機関から技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐことができるものとして推薦を受けていること
- (2) 制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者のみを適切に選定して、日本への送出しを行うこと
- (3)技能実習生等から徴収する手数料その他の費用について、算出基準を明確に定めて公表するとともに、 当該費用について技能実習生等に対して明示し、十分に理解をさせること
- (4)技能実習を修了して帰国した者が、修得した技能を適切に活用できるよう、就職先のあっせんその他の必要な支援を行うこと
- (5) フォローアップ調査への協力等、法務大臣、厚生労働大臣、外国人技能実習機構からの要請に応じること
- (6) 当該機関又はその役員が、日本又は所在する国の法令に違反して、禁錮以上の刑又はこれに相当する外国の法令による刑に処せられ、 刑の執行の終了等から5年を経過しない者でないこと
- (7) 所在する国又は地域の法令に従って事業を行うこと
- (8)保証金の徴収その他名目のいかんを問わず、技能実習生の日本への送出しに関連して、 技能実習生又はその家族等の金銭又はその他の財産を管理しないこと
- (9)技能実習に係る契約不履行について、違約金を定める契約や不当に金銭その他の財産の移転をする契約を締結しないこと
- (10) 技能実習生又はその家族等に対して(8)(9)の行為が行われていないことを技能実習生から確認すること
- (11) 過去5年以内に偽造・変造された文書の使用などの行為を行っていないこと
- (12)その他、技能実習の申込みを適切に日本の監理団体に取り次ぐために必要な能力を有すること

### 二国間取決めを作成した国

○ 送出国の政府が、上記(1)~(12)の確認を行い、適切な送出機関を認定する。

# 技能実習制度に関する二国間取決め



# 出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

### 作成のねらい

日本と送出国が技能実習を適正かつ円滑に行うために連携を図ること

### 実施事項の骨子

### 日本側

- 技能実習法の基準に基づき、監理団体の許可・ 技能実習計画の認定を適切に行う。
- 送出国側が認定した送出機関及び認定を取り消 した送出機関を日本で公表し、送出国側が認定した 送出機関からの技能実習生のみを受け入れる。
- 改善命令を行った場合は、その結果を送出国側に 诵知する。

## 送出国側

- 本協力覚書の認定基準に基づき、送出機関の認定を 適切に行う。
  - ・制度の趣旨を理解して技能実習を行おうとする者 を選定すること
  - ・帰国した者が技能等を活用できるよう就職先の あっせんその他の支援を行うこと
  - ・保証金の徴収、違約金契約をしないこと
  - l・技能実習生に対する人権侵害をしないこと
- 送出機関の認定を取り消したときは、日本側に通知 する。
- 日本側から不適切な送出機関についての通知を受け たときは、調査を行い適切に対処する。また、その 結果を日本側に通知する。

### 両国共通の事項

技能実習制度についての定期的な意見交換

### 作成状況:計14か国 (R5.2月末時点)

ベトナム(H29.6月)、カンボジア(H29.7月)、インド(H29.10月)、フィリピン(H29.11月)、 ラオス(H29.12月)、モンゴル(H29.12月)、バングラデシュ(H30.1月)、スリランカ(H30.2月)、 ミャンマー(H30.4月)、ブータン(H30.10月)、ウズベキスタン(H31.1月)、パキスタン(H31.2月)、 タイ(H31.3月)、インドネシア(R1.6月)

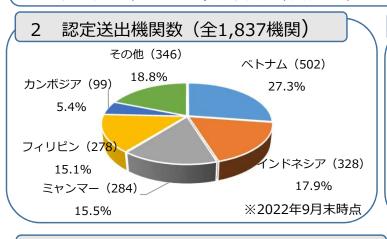
# 技能実習MOCに基づく送出国政府への通報状況



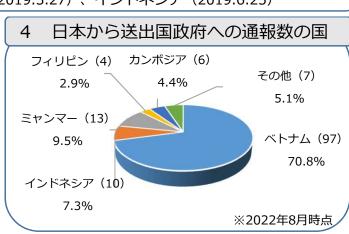
### 出入国在留管理庁

Immigration Services Agency of Japan

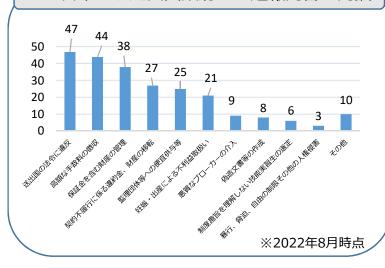
- これまで(2022年8月時点)日本から送出国政府に対して認定送出機関の不適正事案137件を通報した。通報内容で最も多いのは「送出国の法令に違反」、次いで「高額な手数料の徴収」である。
- 送出国においては、日本からの通報を受けて認定送出機関に対する所要の調査を行った上、処分や指導を行う。処分等を終えた事案では26機関が送出機関の認定が取り消されている。
  - 1 MOC作成国(14カ国) ベトナム(2017.6.6)、カンボジア(2017.7.11)、インド(2017.10.17)、フィリピン(2017.11.21)、 ラオス(2017.12.9)、モンゴル(2017.12.21)、バングラデシュ(2018.1.29)、スリランカ(2018.2.1)、ミャンマー(2018.4.19)、 ブータン(2018.10.3)、ウズベキスタン(2019.1.15)、パキスタン(2019.2.26)、タイ(2019.3.27)、インドネシア(2019.6.25)



# 3 相互の通報状況 通報 137件 (注) ①不適切な行為が疑われるとして通報 132件 ②失踪者の発生が著しいとして通報 5件 日本 送出国 政府 通報 18件 (注) 同一の機関について複数回通報している場合 もある。 ※2022年8月時点



### 5 日本から送出国政府への通報内容の内訳



### 6 送出国における日本からの通報に対する対応状況

	不適切な行為が疑われるとして通報した機関	全111機関
	①送出機関としての認定を取り消された機関	26機関
	②送出国政府による指導等が行われ改善されたと報告があった機関	35機関
	③送出国政府による調査の結果、不適切な行為が認められなかったと報告のあった機関	14機関
	④送出国政府において調査中の機関	36機関
	失踪者の発生が著しいとして通報した機関	全5機関
	①送出機関としての認定を取り消された機関	1機関
	②日本側において一定期間新規受入れ停止中の機関 (改善が認められていない機関)	4機関
	③日本側において改善されたと認めた機関	0 機関
\	(注) 相手国政府の報告に基づく。	※2022年8月時点

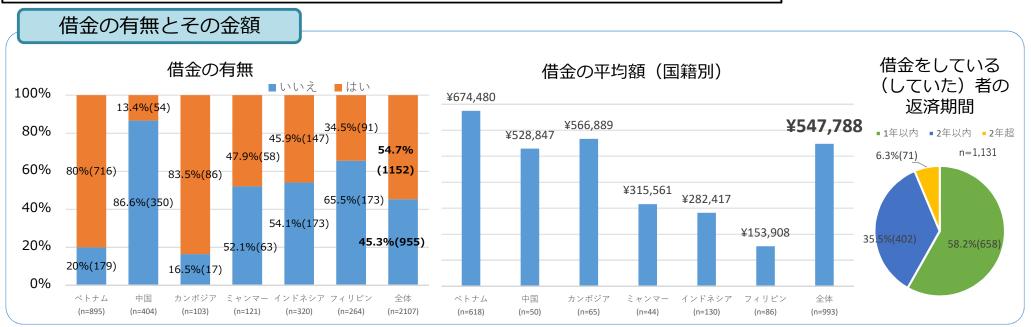
# 技能実習生の来日前の支払費用、借金の実態



技能実習生が来日前に母国の送出機関や仲介者(送出機関以外)に支払った費用の平均額は 54万2,311円

### 母国の送出機関や仲介者(送出機関以外)への手数料の支払の有無とその金額 く支払の状況> 支払費用の平均額(国籍別) (n=2,182)¥688,143 送出機関のみ 1,572人 支払 ¥591,777 ¥573,607 仲介者(送出機関以外)のみ 11人 支払額の平均 あ (n=1,369)n 送出機関及び仲介者の双方 231人 ¥287,405 542,311円 ¥235,343 いずれにも支払なし 294人 ¥94,821 いずれか一方への支払について不明 74人 ベトナム 中国 カンボジア (n=659)(n=281)(n=68)(n=80)(n=242)(n=39)

来日前に借金をしている者は全体の約55%。借金の平均額は54万7,788円



# 特定技能制度における就労開始までの流れ



# 出入国在留管理庁

migration Services Agency of Japan

### 海外から来日する外国人

技能実習2号を 良好に修了した 外国人

試験(技能・日本語) は免除

新規入国予定 の外国人

国外試験 (技能・日本語)に合格 く技能試験>

- 特定産業分野の業務区分に対応する試験
- <日本語試験>
- ・国際交流基金日本語基礎テスト (国際交流基金)

又は

·日本語能力試験(N4以上) (国際交流基金・日本国際教育 支援協会) など



日本国内に在留している外国人 (中長期在留者)

技能実習2号を 良好に修了した 外国人

試験(技能・日本語) は免除

留学生など

試験(技能・日本語) に合格

送出機関を利用(送出機関の利用が必須とされている国は現在6か国) 求人募集に直接申し込む/民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

求人募集に直接申し込む/ハローワーク・民間の職業紹介事業者による求職のあっせん

[受入れ機関と雇用契約の締結] 受入れ機関等が実施する事前ガイダンス等 健康診断の受診

### 在留資格認定証明書交付申請

審查

※受入れ機関の職員等による代理申請

地方出入国在留管理局

### 在留資格認定証明書交付

受入れ機関に在留資格認定証明書を送付



### 在留資格変更許可申請

※本人申請が原則

審査

在留資格変更許可

在留カードの交付

# 查証申請

※受入れ機関等から送付された在留資格認定証明 書を、在外公館へ提出

在外公館 審査

查証発給

在留カードの交付 ※後日交付の場合あり 入国

〔入国後(又は在留資格の変更後)、遅滞な 〈実施すること〕

- ○受入れ機関等が実施する生活オリエン テーションの受講
- 〇住居地の市区町村等で住民登録
- ○給与口座の開設
- ○住宅の確保

など

[外国人本人の要件]

- ○18歳以上であること
- 〇技能試験及び日本語試験に合格していること(技 能実習2号を良好に修了した外国人は免除)
- 〇特定技能1号で通算5年以上在留していないこと
- 〇保証金を徴収されていないこと又は違約金を定め る契約を締結していないこと
- 〇自らが負担する費用がある場合、内容を十分に理 解していること

など

# 特定技能に関する二国間取決め(MOC)の概要



### 政府基本方針(平成30年12月25日閣議決定・令和4年4月26日一部変更)

保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者(ブローカー)等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる。

### 総合的対応策(令和4年度改訂)(令和4年6月14日関係閣僚会議決定)

○ 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組み:悪質な仲介事業者等の排除

「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。

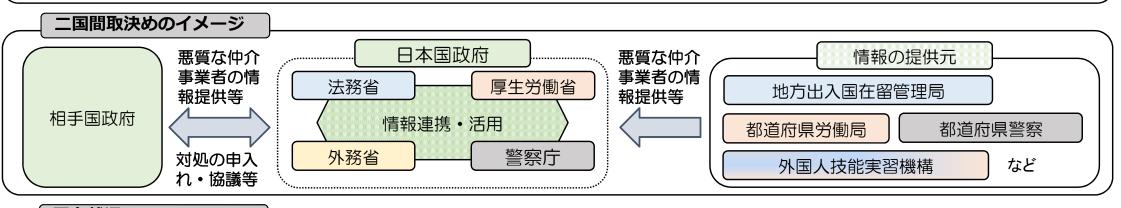
### 二国間取決めのポイント

○ 情報共有

特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。

- 保証金の徴収、違約金の定め、人権侵害行為、偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等
- 問題是正のための協議

定期又は随時に協議を行い、本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に努める。



### 署名状況(15か国)

### (令和5年2月末時点)

フィリピン(H31.3.19)、カンボジア(H31.3.25)、ネパール(H31.3.25)、ミャンマー(H31.3.28)、モンゴル(H31.4.17)、

スリランカ(R1.6.19)、インドネシア(R1.6.25)、ベトナム(R1.7.1文書交換)、バングラデシュ(R1.8.27)、ウズベキスタン(R1.12.17)、

パキスタン(R1.12.23)、タイ(R2.2.4)、インド(R3.1.18)、マレーシア(R4.5.26)、ラオス(R4.7.28)

# 特定技能MOCに基づく送出国政府への通報状況



- これまで(2022年12月時点)日本から送出国政府に対して送出機関の不適正事案19件を通報した。通報内容で最も多いのは「高額な手数料」の疑いであり、次いで「送出国の法令に違反」の疑いである。
- 送出国においては、日本からの通報を受けて送出機関に対する所要の調査を行った上、指導等を行っている。

### 1 MOC作成国(15力国)

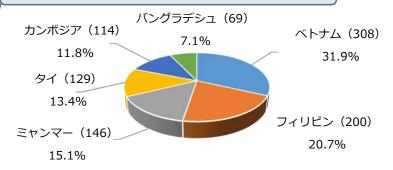
ー フィリピン(2019.3.19)、カンボジア(2019.3.25)、ネパール(2019.3.25)、ミャンマー(2019.3.28)、 モンゴル(2019.4.17)、スリランカ(2019.6.19)、インドネシア(2019.6.25)、ベトナム(2019.7.1)、バングラデシュ(2019.8.27)、 ウズベキスタン(2019.12.17)、パキスタン(2019.12.23)、タイ(2020.2.4)、インド(2021.1.18)、マレーシア(2022.5.26)、ラオス (2022.7.28)

### 2 特定技能送出国における送出機関の利用状況

送出機関の利用状況	国名
送出機関の利用が必須の国	フィリピン、カンボジア、ミャ ンマー、ベトナム、モンゴル、 ラオス
送出機関の利用が任意の国	バングラデシュ、ネパール、ス リランカ、インドネシア、ウズ ベキスタン、パキスタン、タイ、 インド

※マレーシアについては調整中。

### 3 認定送出機関数(全966機関)



※モンゴルは政府機関であるGOLWSのみ、ラオスについては 調整中。

### 4 相互の通報状況



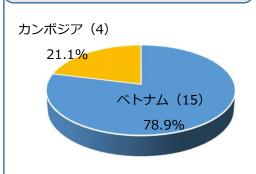




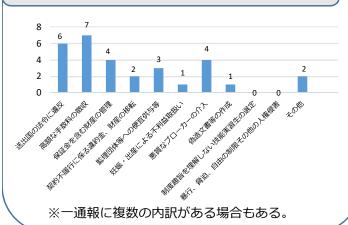
通報 8件

※同一の機関について複数回通報している場合もある。

# 5 日本から送出国政府への通報数の国別内訳



### 6 日本から送出国政府への通報内容の 内訳



### 7 送出国における日本からの通報に対する対応状況

不適切な行為が疑われるとして通報した機関	全18機関
①送出機関としての認定を取り消された機関	0機関
②送出国政府による指導等が行われ改善されたと 報告があった機関	2機関
③送出国政府による調査の結果、不適切な行為が 認められなかったと報告のあった機関	4機関
④送出国政府において調査中の機関	13機関

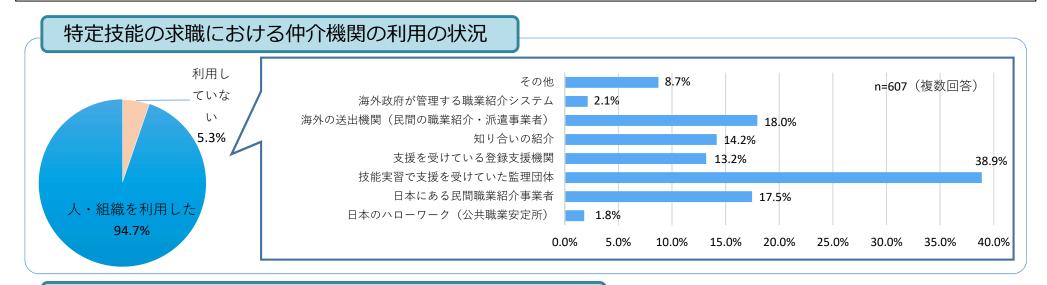
- ※指導・処分等については、相手国政府からの報告に基づく。
- ※同一の機関に複数回通報している場合もあるため、機関数とは一致しない。

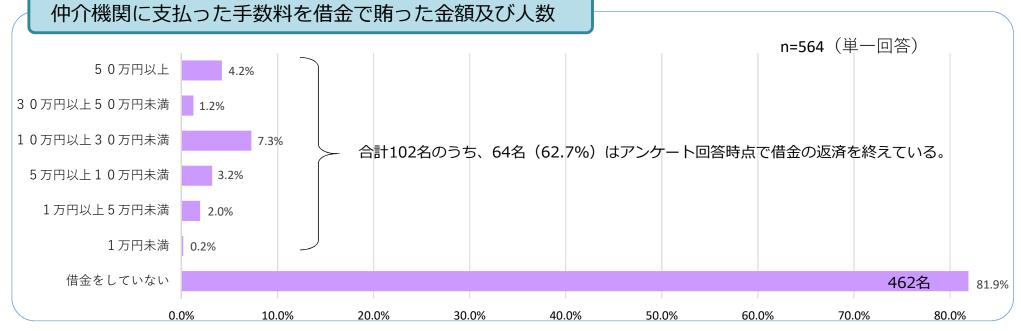
# 特定技能外国人の求職における手数料支払のための借金の実態



### 出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

特定技能の求職において仲介者(国内外問わない。)を利用していた外国人の割合は95% そのうち、当該仲介者へ支払う手数料を借金で賄っている者の割合は約18%





# 特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査

# 特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査(概要)

### 1 調査概要

特定技能制度及び技能実習制度について、制度利用者に対し、利用目的、制度に対する意識や満足度を調査し、両制度の利用実態の把握を行ったもの。

### 2 調査方法

制度利用者(調査対象者)を無作為に抽出し、アンケート票を郵送し、回答後、返送する方法で実施した。(なお、技能実習生及び特定技能外国人については、所属機関経由で本人に配付し、返送は本人自身で行うものとした。)また、調査は、無記名としたほか、外国人向け調査票は多言語翻訳を行った。

### 3 調査実施期間

令和4年5月9日から同年6月3日まで

### 4 調査対象

対象者		抽出数	
	技能実習生	4,000 名	
技能実習制度	実習実施者	1,000 機関	
	監理団体	500 機関	
	特定技能外国人	1,000 名	
特定技能制度	特定技能所属機関	400 機関	
	登録支援機関	200 機関	

### 5 有効回答数

対象者等			配付数	有効回答数	(回答率)
全体			7,100	3,906	(55.0%)
	技能実習制度	技能実習生	4,000	1,915	(47.9%)
		実習実施者	1,000	604	(60.4%)
( <b>do =</b> □ )		監理団体	500	378	(75.6%)
(内訳)	特定技能制度	特定技能外国人	1,000	621	(62.1%)
		特定技能所属機関	400	262	(65.5%)
		登録支援機関	200	126	(63.0%)

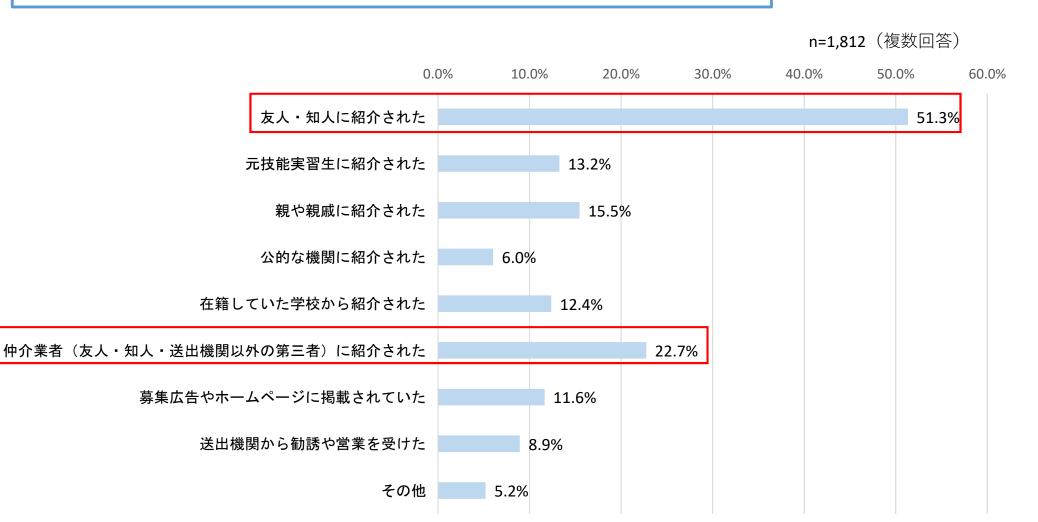
# 特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査(抄)



Immigration Services Agency of Japan

(技能実習生向けアンケート)

- (2)関係者に対する意識について
  - Q4 あなたが利用した送出機関に申込みをした理由を全て選んでください。



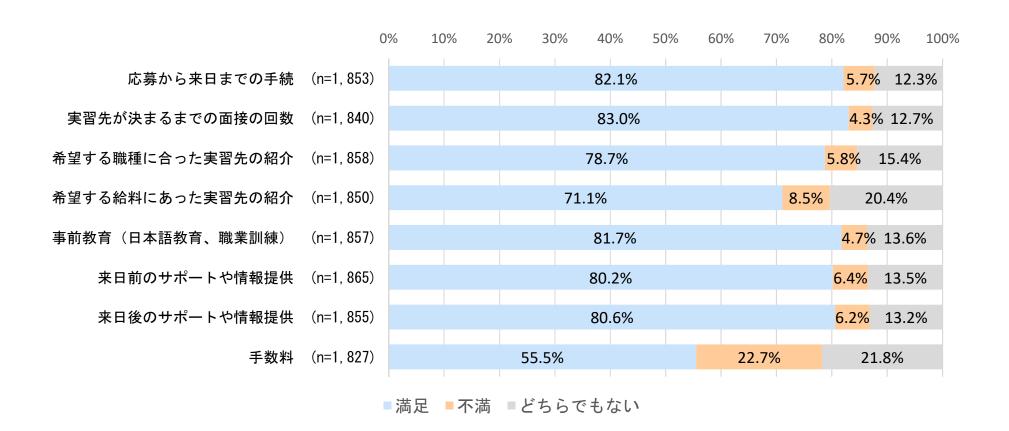
# 特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査(抄)



(技能実習生向けアンケート)

(2)関係者に対する意識について

Q5 あなたが利用した送出機関の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。



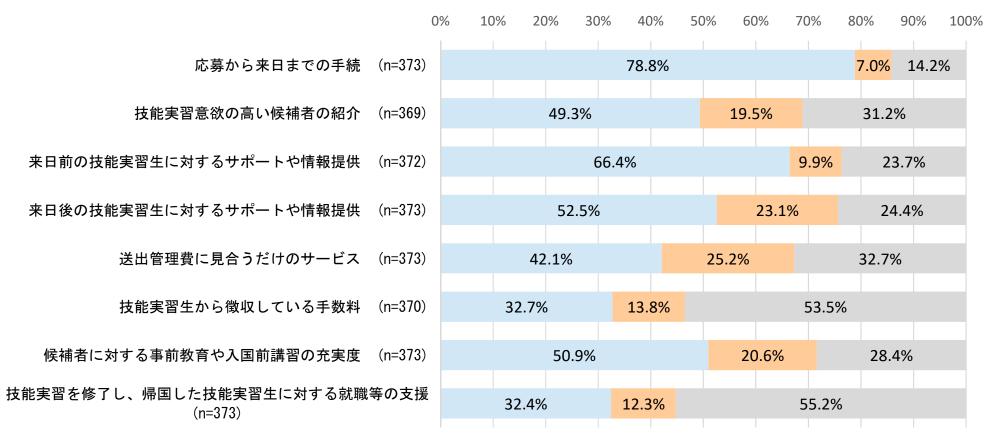
# 特定技能制度及び技能実習制度に関する意識調査(抄)



### (監理団体向けアンケート)

(2)関係者に対する意識について

Q5 提携している送出機関の満足度について、項目ごとに当てはまるものをそれぞれ選んでください。 なお、複数の送出機関と提携している場合は当該複数の送出機関の全体的な満足度について回答 してください。



■満足 ■不満 ■どちらでもない・わからない

# 諸外国における非専門的・非技術的分野の外国人労働者受入れ制度(概要版)



国・地域	非専門的・非技術的分野の 外国人労働者受入れ制度の例	職業あっせん	在留者数 (アメリカ、イギリスは査証発給件数)
韓国	1雇用許可制 ①一般雇用許可制(E-9ビザ) ②特例雇用許可制(H-2ビザ) 2外国人季節労働者制度	1①送出国政府が作成した求職者名簿に基づき、韓国政府(雇用支援センター)が使用者に対し、人材(求人の3倍)を推薦、②求職者が入国後、求職の申込みを行い、これに基づき韓国政府(雇用支援センター)が使用者に対し、求職者を推薦。他方で、一般雇用許可制と異なり、事業所を自ら探すことも認められている。 2 耕作面積など基準に応じて雇用主当たり9人まで雇用許可 ※自治体で定めたインセンティブ基準に応じて最大3人追加許可(最大12人)	1 ①21万7,729人(2021年) ②12万5,493人(2021年) 2 1万2,330人(2022年)
台湾	客工(Guest Workers)制度	台湾労働部の許可を得た民間の仲介事業者が現地の送出機関と連携し、現地労働者を確保。政府は、仲介事業者が外国人労働者から徴収する仲介費について公定価格を設定し、仲介事業者のランク付けを行う等して仲介事業者を管理。	72万5,367人(2022年11月末)
シンガポール	労働許可(Work permit)	外国人が企業へ直接応募しない限り、ライセンス(EA license)を事前に取得した民間の職業紹介所(EA)が仲介する。	94万3,400人(2022年6月時点)
アメリカ	①季節農業労働者(H-2Aビザ) ②農業以外の一時的・季節労働者 (H-2Bビザ)	連邦政府による公的な職業あっせんはなし	①51万343件(2020年) ②8万6,731件(2020年)
イギリス	環境食糧農村省による推薦及びGangmasters and Labor Abuse Authority(内務省管轄)に 季節労働者(Seasonal Worker)ビザ		2万2,420件(2021年)
オーストラリア	太平洋オーストラリア労働力モ ビリティ(Pacific Australia Labor Mobility)	雇用主のニーズに基づき、送出国の送出機関が現地の労働者のあっせんを行う	- (*)
カナダ	①臨時外国人労働者プログラム (TFWP) ②農業ストリーム(Agricultural Stream) ③在宅介護者(In-home 3ー(※) ③在宅介護者(In-home 3ー(※) (A季節労働者プログラム (Seasonal AgriculturalWorker Program)		①2万9,060人 ②4万5,069人 ③4,669人 ④3万1,092人 ①~③は2021年に、④は2022年に 入国港で発行された労働許可書数)
フランス	①季節労働者(saisonnier) ②有期契約労働者、無期雇用契 約労働者	①職業斡旋事業を行う公的機関であるpôle emploiへの登録は不可 ②職業斡旋事業を行う公的機関であるpôle emploiへの登録が可能	①5,550人(滞在許可書発行数、2021 年の予測値) ②226万7,300人(在留者数、2020年)
ドイツ	①オペア(就労令12条) ②季節労働者(就労令15a条) ③家事使用人(家庭内家事・介 護者)(就労令15c条) ④西バルカンルール	- ( <b>*</b> )	①7,790件(就労令による就労許可の 新規発行数、2021年) ②836件(査証発給数、2021年) ③ー(※) ④2万7,365人(在留者数、2020年)

<sup>※</sup> 調査によって該当情報を得ることができなかったもの